

国民健康保険税の納付方法をお知らせします

7月中旬に平成20年度国民健康保険税の納付書を発送します。※4月支給の年金から天引きされている場合は除きます。

平成20年4月から国民健康保険税の特別徴収（年金から支払い）が始まったことにより、徴収方法が次の3通りになります。

特別徴収の対象となるのは、次の要件を全て満たす世帯主の方です

- ① 世帯主が国民健康保険の被保険者で、世帯主も含め国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満であること。世帯主が75歳以上の場合や、65歳未満の被保険者がいる場合は該当しません。
- ② 特別徴収の対象となる年金（既に介護保険料を引かれている年金）の年額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料を合わせて、年金額の2分の1を超えないこと。

1. 特別徴収（年金から支払い）

4月・6月・8月の年金支払月は、平成19年度国民健康保険税を基に算出した保険税の約6分の1の金額を年金から支払います。（仮徴収）

10月・12月・2月は、平成19年中の所得を基に算出した年税額から、仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて年金から支払います。（本徴収）

※4月から特別徴収の方は別途通知いたします。

年金支払月（特別徴収月）					
4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

2. 普通徴収（納付書支払または口座振替）

特別徴収に該当しない世帯は、5月（第1期）、6月（第2期）は平成19年度国民健康保険税を基に算出した保険税を約10分の1の金額を納付書（または口座振替）で支払います。（仮徴収）

7月（第3期）～2月（第10期）は平成19年中の所得を基に算出した年税額から、仮徴収分を差し引いた額を8回に分けて納付書（または口座振替）で支払います。（本徴収）

※仮徴収2回＋本徴収8回の計10回で納めていただきますが、平成19年度に国民健康保険税が賦課されていない場合等（平成20年4月1日以降に国保に加入等）は、7月（第3期）～2月（第10期）の8回で納めていただきます。

納付月（普通徴収月）									
5月 （第1期）	6月 （第2期）	7月 （第3期）	8月 （第4期）	9月 （第5期）	10月 （第6期）	11月 （第7期）	12月 （第8期）	1月 （第9期）	2月 （第10期）
仮徴収		本徴収							

3. 普通徴収と特別徴収の併用徴収

5月（第1期）～9月（第5期）まで普通徴収（納付書または口座振替）にて納めていただき、10月、12月、2月は、年税額から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて年金から支払います。

納付月（普通徴収月）					年金支払月（特別徴収月）		
5月 （第1期）	6月 （第2期）	7月 （第3期）	8月 （第4期）	9月 （第5期）	10月 （第6期）	12月 （第7期）	2月 （第8期）
仮徴収		本徴収					

- 問い合わせ先 国保の資格・給付に関すること 市民生活課国保年金班 ☎82-4111（内線103・106）
国保の課税・収納に関すること 税務課課税管理班 ☎82-4111（内線123・126）